○北陸地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
村上市勝木字砂上田八九五番一から同市勝木字砂上田八九三番五まで	前	二〇・七五～二五・二五	〇・〇一七
	後	二一・五〇～二八・七五	〇・〇一七

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○中部地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
浜松市西区篠原町字八幡前二一三〇七番一から湖西市新居町浜名字浜畑四三四三番八まで	前	BA一一・八〇～一六七・〇〇	一三・八〇六
	後	BA一一・八〇～一六七・〇〇	一三・八〇六
		二一・四〇～二〇六・五九	一二・七三一

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十五日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年中部地方整備局告示第二号岳南広域都市計画道路事業三・六・六十二号野中棒杭線

三　事業施行期間　自平成二十年一月十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十五日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　御殿場小山広域都市計画道路事業三・四・十一号新橋茱萸沢線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月十五日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　静岡県御殿場市新橋字軒田、字中田及び字前畑地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号及び三百十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
吉野川市鴨島町上下島字野神ノ元一一五番一地先から同市鴨島町上下島字野神ノ元一二九番一まで	前	二〇・三九～三六・〇一	〇・〇一四
	後	二四・九六～二八・九七	〇・〇一四

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十二号及び三百十八号	吉野川市鴨島町上下島字野神ノ元一一五番一地先から同市鴨島町上下島字野神ノ元一二九番六地先まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十五日

○四国地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
美馬市穴吹町三島字三谷三四八番三から同市穴吹町三島字三谷三三〇番一まで	前	八・四六～一三・二四	〇・三六四
	後	一〇・七八～三一・六五	〇・三六四

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所